

議案第39号

令和6年度飯能市水道事業会計予算（案）

（総則）

第1条 令和6年度飯能市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 38,244戸 |
| （給水世帯数） | （36,406世帯） |
| (2) 年間総配水量 | 9,737,150 m ³ |
| (3) 1日平均配水量 | 26,677 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| イ 老朽管布設替事業 | 316,100千円 |
| ロ 配水管網整備事業 | 144,100千円 |
| ハ 取水・浄水・配水施設等整備事業 | 95,316千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|-------------|-------|
| 第1款 水道事業収益 | 1,864,553千円 | |
| 第1項 営業収益 | 1,610,469千円 | |
| 第2項 営業外収益 | 253,744千円 | |
| 第3項 特別利益 | | 340千円 |

| | 支 | 出 |
|------------|--------|-------|
| 第1款 水道事業費用 | 1,979, | 474千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,933, | 217千円 |
| 第2項 営業外費用 | 35, | 782千円 |
| 第3項 特別損失 | | 475千円 |
| 第4項 予備費 | 10, | 000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額705,123千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,909千円、過年度分損益勘定留保資金644,214千円で補てんするものとする。）。)

| | 収 | 入 |
|-----------|------|-------|
| 第1款 資本的収入 | 389, | 359千円 |
| 第1項 企業債 | 305, | 500千円 |
| 第2項 負担金 | 81, | 359千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 2, | 500千円 |

| | 支 | 出 |
|------------|--------|-------|
| 第1款 資本的支出 | 1,094, | 482千円 |
| 第1項 建設改良費 | 786, | 452千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 308, | 030千円 |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---------|---------|----------|-----------|-------|-----------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 老朽管布設替事業 | 240,000千円 | 令和6年度 | 100,000千円 |
| | | | | 令和7年度 | 140,000千円 |

| | | | | | |
|---------|---------|----------------------|------------|-------|------------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 小岩井取水場非常用発電機 設置事業 | 231,000 千円 | 令和6年度 | 10,000 千円 |
| | | | | 令和7年度 | 221,000 千円 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 小岩井浄水場ろ過池整備事 業 | 93,060 千円 | 令和6年度 | 37,290 千円 |
| | | | | 令和7年度 | 55,770 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------------|---------------|----------------|--|--|
| 老朽管布設替事業 | 千円 252,000 | 普通貸借は 又証券発行 | 3.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率の見 直しを行った後においては、 当該見直し後の利率) | 政府資金及び地方公共団体金 融機構資金については、その融 資条件、銀行その他の場合には その債権者と協定するところ による。ただし、企業財政の都 合により繰上償還し、又は低利 債に借り換えることができる。 |
| 取水・浄水・配水施設等 整備事業 | 53,500 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 計 | 305,500 | | | |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその

経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 178,230千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,952千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,240千円と定める。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治